

令和7年度

財政援助団体等監査報告書

(第 3 回)

君津市監査委員

目 次

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象	1
2 監査の範囲	1
3 監査実施日	1
4 監査の場所	1
5 監査の主眼及び方法	1

第2 監査の結果

公の施設の指定管理者

公益財団法人体力づくり指導協会	2
-----------------	-------	---

(注) 比率 (%) は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の対象 ※()は、所管する部課
公の施設の指定管理者
公益財団法人体力づくり指導協会 (経済環境部 経済振興課)
- 2 監査の範囲
令和6年度における公の施設の指定管理者として行った当該施設の管理運営に係る出納及び事務執行並びに所管課の指定管理に係る事務執行状況
- 3 監査実施日
令和7年12月25日
- 4 監査の場所
監査室及び現地
- 5 監査の主眼及び方法
令和6年度における君津市の公の施設を管理している指定管理者の施設管理に係る出納その他の事務が、関係法令にのっとり適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に置き、監査資料及び関係諸帳簿を調査(補助職員の事前予備調査含む。)するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

第2 監査の結果

公益財団法人体力づくり指導協会

(公の施設名:君津勤労者総合福祉センター、君津緩衝緑地(西君津))

1 指定管理者

公益財団法人体力づくり指導協会 (所在地 東京都江東区大島一丁目2番1号)

2 公の施設の概要

ア 君津勤労者総合福祉センター

- (1) 施設所在地 君津市西君津11番地6
- (2) 設置年月日 平成6年1月23日
- (3) 設置の目的 勤労者及び市民の健康の増進並びに教養及び文化の向上を図り、もって勤労者及び市民の福祉の増進に資する。
- (4) 建物の概要 鉄筋コンクリート造2階建て
延床面積 1,471.68㎡
(1階1,432.70㎡、2階38.98㎡)
敷地面積 2,764㎡
- (5) 施設の概要
 - 多目的室1 57.30㎡
 - 多目的室2 99.01㎡
 - 多目的室3 150.66㎡
 - 教養文化室(和室/2室) 67.40㎡
 - トレーニングルーム 303.39㎡
 - フィットネススタジオ 154.72㎡
 - サウナ・シャワールーム 92.18㎡
 - 情報コーナー・玄関ホール 199.16㎡
 - 管理事務室 31.12㎡
 - その他 316.74㎡

イ 君津緩衝緑地(西君津)

- (1) 施設所在地 君津市西君津11番地1
- (2) 設置年月日 平成4年2月25日
- (3) 設置の目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資する。
- (4) 施設の面積 敷地面積 33,733㎡
- (5) 施設の内容
 - テニスコート 4面
 - 便所 2棟(19.01㎡、24.48㎡)
 - 観覧席 2棟(15㎡)
 - ゲートボール場 3面
 - 駐車場・駐輪場

3 施設の使用時間等

ア 君津勤労者総合福祉センター

(1) 使用時間

(ア) 多目的室1、多目的室2、多目的室3及び教養文化室

a 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

b 日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日） 午前9時から午後7時まで

(イ) フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルーム

a 火曜日から土曜日まで 午前10時30分から午後9時まで

b 日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日） 午前10時から午後6時まで

(2) 休館日

(ア) 毎週月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）

(イ) 12月29日から翌年の1月2日まで

イ 君津緩衝緑地（西君津）

(1) 使用時間 午前9時から午後9時まで（ただし、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）は、午前9時から午後7時まで。）

(2) 休館日

(ア) 毎週月曜日（ただし、月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）に当たるときは休日としない。）

(イ) 12月29日から翌年の1月2日まで

4 管理運営に関する協定

基本協定 君津市勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）の管理及び運営に関する基本協定

指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

年度協定 君津市勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）の管理及び運営に関する年度協定

協定期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 指定管理者が行う業務（君津市勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）管理業務仕様書より）

- (1) 君津勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）の使用の許可
- (2) 君津勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）の使用の不許可
- (3) 君津勤労者総合福祉センター及び君津緩衝緑地（西君津）の使用の許可の取消し
- (4) 利用料金の徴収等
- (5) 利用料金の減免等
- (6) インボイス制度への対応

- (7) その他の収入
- (8) 口座の管理
- (9) 施設全般の管理運営
- (10) 施設の建物及び設備の維持管理
- (11) 業務遂行の記録等
- (12) アンケートの実施
- (13) 事業計画書の作成及び提出
- (14) 収支計画書の作成及び提出
- (15) 事業報告書の作成及び提出

6 人員の配置等（令和7年4月1日現在）

理事長（指定管理者） 1人、施設長（指定管理現場責任者） 1人、
副施設長 1人、副施設長指導長 1人、指導員 2人、指導員（臨時職） 9人、
受付（臨時職） 4人、電気設備職（臨時職） 2人、警備係（臨時職） 2人

7 管理業務費用 33,327,000円（令和6年度）

8 事業実績（令和6年度事業報告書より）

(1) 施設営業日数

単位：日

	君津勤労者総合福祉センター			君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設		
	平日	日曜・祝日	休館日	平日	日曜・祝日	休館日
4月	21	4	5	21	4	5
5月	18	6	7	18	6	7
6月	20	4	6	20	4	6
7月	22	4	5	22	4	5
8月	20	4	7	20	4	7
9月	20	6	4	20	6	4
10月	20	5	6	20	5	6
11月	20	5	5	20	5	5
12月	20	4	7	20	4	7
1月	20	5	6	20	5	6
2月	19	5	4	19	5	4
3月	19	5	7	19	5	7
合計	239	57	69	239	57	69

(2) 使用状況

①会議室等貸室月別利用者数

単位：人

	多目的室 1	多目的室 2	多目的室 3	教養文化室	フィットネ ススタジオ	計
4月	147	0	372	30	15	564
5月	124	40	160	57	73	454
6月	230	26	9	40	44	349
7月	649	525	780	580	14	2,548
8月	1,185	1,110	1,410	1,150	14	4,869
9月	96	12	24	35	36	203
10月	1,792	1,568	1,900	1,745	77	7,082
11月	89	0	25	30	53	197
12月	152	66	432	50	14	714
1月	90	60	85	90	38	363
2月	127	90	300	75	39	631
3月	129	0	435	10	47	621
合計	4,810	3,497	5,932	3,892	464	18,595

②フィットネスマ月別利用者数

単位：人

	トレーニン グループ	フィットネ ススタジオ	サウナ室	施設見学	計
4月	1,702	1,809	26	0	3,537
5月	1,673	1,664	25	0	3,362
6月	1,728	1,856	20	0	3,604
7月	1,811	1,900	22	66	3,799
8月	1,730	1,769	32	0	3,531
9月	1,887	1,847	30	0	3,764
10月	1,788	1,872	30	0	3,690
11月	1,821	1,876	30	0	3,727
12月	1,635	1,820	21	0	3,476
1月	1,701	1,890	27	0	3,618
2月	1,618	1,794	39	0	3,451
3月	1,591	1,775	30	0	3,396
合計	20,685	21,872	332	66	42,955

③テニスコート月別使用状況

単位：人

	市内	市外	計
4月	791	6	797
5月	910	10	920
6月	655	2	657
7月	1,038	13	1,051
8月	912	6	918
9月	792	3	795
10月	598	6	604
11月	856	2	858
12月	770	4	774
1月	767	10	777
2月	763	7	770
3月	735	2	737
合計	9,587	71	9,658

(3) 利用料金の収入実績

①君津勤労者総合福祉センター

単位：円（税込）

区分	内訳	使用料収入	備考
会議室等貸室利用	多目的室1	216,736	
	多目的室2	116,808	
	多目的室3	225,720	
	教養文化室	106,288	
	フィットネススタジオ	61,028	
フィットネス利用	トレーニングルーム	1,848,728	
	フィットネススタジオ	434,976	
	サウナ・シャワー室	104,098	
	総合会員	3,794,690	
その他	フィットネススタジオ	1,893,540	自主貸室料
合計		8,802,612	

②君津緩衝緑地（西君津）有料公園施設（テニスコート） 単位：円（税込）

区分	内訳	使用料収入	備考
午前	午前9時～正午	368,220	
午後	午後1時～午後5時	139,260	
1日	午前9時～午後5時	0	
2時間	2時間以内	545,730	
夜間	平日：午後6時～午後9時 日祝：午後5時～午後7時	0	
合 計		1,053,210	

③自主事業収入 単位：円（税込）

区分	名称	講習料収入	備考
運動教室	シニア運動クラブ	1,976,346	
	50歳からの筋トレ教室	1,739,250	
合 計		3,715,596	

9 収支状況（令和6年度事業報告書より）

単位：円（税込）

区分	内訳	予算	実績	差	備考	
収入	指定管理料	指定管理料	33,327,000	33,327,000	0	
	使用料	使用料収入1 (勤総センター)	11,282,000	8,802,612	▲ 2,479,388	自主事業14教室
		使用料収入2 (有料公園施設)	2,200,000	1,053,210	▲ 1,146,790	
		その他	6,195,000	3,805,146	▲ 2,389,854	講習会受講料、 自販機収入等
	収入合計		53,004,000	46,987,968	▲ 6,016,032	
支出	人件費	職員給与手当	12,500,000	12,902,317	402,317	正職員
		雑給与	14,083,000	16,476,915	2,393,915	臨時・パート・ アルバイト等
		通勤費	400,000	591,173	191,173	
		法定福利費	2,393,000	3,474,713	1,081,713	
	事務費	通信運搬費	90,000	69,361	▲ 20,639	NHK1台、 電話・宅配料等
		租税公課	2,937,000	2,387,719	▲ 549,281	印紙、消費税等
		支払手数料等	100,000	93,867	▲ 6,133	
		事務機器リース	179,000	179,784	784	
		事務用品費	150,000	218,060	68,060	コピー機PC等
	事業費	広報活動費	100,000	271,904	171,904	作成折込み等
		消耗品費	200,000	246,022	46,022	照明灯等
		図書、印刷費	12,000	0	▲ 12,000	新聞・雑誌等
		委託指導手当	3,800,000	3,088,821	▲ 711,179	インストラクター委託等
	管理費	福利厚生費	250,000	46,124	▲ 203,876	被服・健康診断等
		会費	5,000	5,000	0	
		法定メンテナンス費	660,000	179,267	▲ 480,733	電気消防設備
		委託人件費	6,700,000	7,296,006	596,006	環境維持清掃委託等
		委託料	325,000	325,380	380	機械警備等
		衛生費	620,000	638,485	18,485	清掃薬剤等
		中退金掛金費	240,000	240,000	0	正職員
		水道光熱費	5,500,000	5,290,794	▲ 209,206	
		小破修繕	1,500,000	1,734,948	234,948	一般、災害修繕等
		損料	170,000	125,580	▲ 44,420	
保険料		90,000	88,500	▲ 1,500	建物火災・ 賠償責任保険等	
雑費		0	4,950	4,950	破損備品処分等	
支出合計		53,004,000	55,975,690	2,971,690		

収入合計 46,987,968 円 － 支出合計 55,975,690 円 ＝ 収支差額 △8,987,722 円

指定管理業務に係る主な収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入及び勤労者総合福祉センターの使用料収入である。

支出の主なものは、人件費の職員給与手当 1,290 万 2,317 円 (23.0%) 及び雑給与 1,647 万 6,915 円 (29.4%)、管理費の委託人件費 729 万 6,006 円 (13.0%) 及び水道光熱費 529 万 794 円 (9.5%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、おおむね適正に処理されていると認められた。

むすび

君津勤労者総合福祉センターは、勤労者及び市民の健康の増進並びに教養及び文化の向上を図り、勤労者及び市民の福祉の増進に資するための施設であり、幅広い年齢層に対応した様々な事業を行っている。また、君津緩衝緑地（西君津）は、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資するための施設であり、テニスなどで多くの市民に利用されている。

今後も、指定管理者には、類似施設での管理運営のノウハウを活かし、満足度の高いサービスの提供や、施設の適切な維持管理・運営に努められるようお願いする。

また、施設及び機械器具等の整備については、劣化が著しい状況を踏まえ、利用者及び従事する職員の安全を確保しつつ、市が施設のあり方等を再検討するとともに、実効性のある個別施設計画として早期に見直し、確実な推進が図られることを望むものである。